

子供たちの スポーツ・文化芸術活動の 機会の確保・充実等を図る取組に ご支援をお願いします。

少子化や社会環境の変化により、部活動の選択肢は減少し、生徒のニーズは変化しています。これを受け広島県では、地域の指導者に部活動を指導していただいたり、「部活動」を「地域クラブ活動」にしていく取組を進めていきます。広島県内公立中学校の生徒たちのスポーツ・文化芸術活動の機会が多く提供できるよう、皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

(ふるさと納税の活用例)

- ・ 地域クラブ活動参加費用の負担軽減
- ・ 用器具・消耗品などの購入
- ・ 練習試合参加のための遠征費用 など



(お申込み方法)

下記サイトまたは、裏面の「寄附申出書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

- 「ふるさとチョイス 広島県」ページよりお申込み
URL <https://www.furusato-tax.jp/city/usage/34000>
- 「寄附申出書」によるお申込み
詳細は裏面をご覧ください。

お申込みは
こちら



お問い合わせ先

広島県教育委員会

スポーツ活動に関すること : 部活動改革推進室 (082-513-5032)
文化芸術活動に関すること : 義務教育指導課 (082-513-4971)

広島県知事様

寄附申込者

【申込日： 年 月 日】

お名前	ふりがな ※団体の場合、団体名及び代表者役職名・代表者名をご記載ください。	※申込者名が団体の場合、 いずれかに✓をしてください。 <input type="checkbox"/> 個人寄附 <input type="checkbox"/> 法人・団体寄附
ご住所	〒 ー ※こちらのご住所に、確定申告に必要な寄附金受領証明書等を郵送しますので、間違いのないようにはっきりとご記載ください。	
電話番号		メールアドレス
ワンストップ 特例申請	申請書類の送付を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限りです。 詳細は総務省ホームページをご覧ください。	

寄附申出書

私は、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図る活動を応援するために寄附をしたいので申し出ます。

寄附金額等	円
	寄附金の活用について、次のいずれか1つに✓をしてください。 <input type="checkbox"/> 県教育委員会へ一任（県立中学校を含む） <input type="checkbox"/> 県内の特定の市町へ寄附 ※特に寄附を希望する県内市町があれば、希望の市町名を右の()に1つ記載してください。 ()
寄附方法	用途等について具体的な希望があればご記載ください。 ただし、ご希望に沿えない場合もありますので、その旨ご了承ください。 () ※(例) ソフトテニスの活動に活用してください。など
	寄附申出書（本紙）をメール・郵送・FAX又は持参により ご提出ください。（wordデータが必要な場合は、 県教育委員会HPからダウンロード可能です。） ※後日、納付書を送付させていただきますので、金融機関（銀行等）で納付してください。  県教育委員会HP なお、次の方法でも申込できます。 広島県電子申請システム ※広島県電子申請システムのフォームから申請してください。後日、納付書を送付させていただきます。 ※寄附の全額が広島県を通じて市町へ交付されます。  電子申請システム ふるさとチョイス（ふるさと納税専用サイト） ※クレジットカード、マルチペイメント、コンビニ払い、銀行等で納付してください。 なお、寄附金額2,000円以上が対象です。 ※寄附額から専用サイト利用料等を差し引かれた金額が広島県を通じて市町へ交付されます。  専用サイト ※寄附申込者が団体の場合は、金融機関（ゆうちょ銀行以外）による払込のみの受付とさせていただきます。
応援 メッセージ	
HP公表に 関する同意	広島県教育委員会ホームページでの公表に同意していただける項目に✓をしてください。 <input type="checkbox"/> 寄附者名 <input type="checkbox"/> 住所（都道府県名のみ） <input type="checkbox"/> 応援メッセージ（要約させていただく場合があります）

※記載いただいた個人情報は、公立中学校部活動地域展開等ふるさと納税に関する業務以外には使用いたしません。
※応援先に市町を指定していただいた場合、寄附者の情報や寄附金額等を該当市町と情報共有することをご了承ください。
※地方自治法第96条第1項第9号に定める「負担付きの寄附」（寄附の条件等として県が法的義務を負い、その不履行の際には当該寄附の解除など寄附の効果に影響を与えるもの）としてはお受けできないことをご了承ください。また、地方財政法第4条の5の規定（割当的寄附金等の禁止）に抵触する恐れがあるご寄附については、お受けできないことをご了承ください。
※手続等の関係上、寄附を実際に活用させていただくまでには、一定の期間を要することをご了承ください。
※専用サイト利用の場合、利用料として1割、さらにクレジットカード決済で0.1割の手数料が寄附金額から差し引かれ、差引額が広島県を通じて市町へ交付されます。